

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成29年3月30日条例第40号)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が公布されたことに伴い、市税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の対象となる家屋の居住開始年月の期限を2年6箇月延長し、平成33年12月末までとする。（京都市市税条例附則第5条の3関係）

【参考】個人住民税における住宅ローン控除の概要

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税から控除するもの。（以下の期間における控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）である。）

	現行	改正案
居住開始年月	平成26年4月～平成31年6月	平成26年4月～平成33年12月

(2) 法人の市民税

法人税割の税率の見直し実施時期の延期

法人税割の税率を見直す時期を2年6箇月延期し、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。（京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日条例第3号）附則第1条関係）

【参考】法人税割の税率の見直しの概要（平成28年5月市会における改正内容）

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、以下の税率を適用する。

- ① 中小法人（資本金等の額が3億円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下である法人等をいう。）に係る法人税割の税率を6.0%に改める（標準税率の法改正に合わせた見直し）。
- ② 中小法人以外の法人に係る法人税割の税率を8.2%に改める（標準税率の下げ幅に合わせて3.7%下げる。）。

	平成28年5月市会における改正前	平成28年5月市会における改正後
中小法人に係る税率 （法で定める標準税率）	9.7%	6.0%（▲3.7%）
中小法人以外の法人に係る税率 （超過税率）	11.9%	8.2%（▲3.7%）

(3) 軽自動車税

環境性能割の導入時期の延期

環境性能割を導入する時期を2年6箇月延期し、平成31年10月1日とする。（京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日条例第3号）附則第1条関係）

【参考】環境性能割の導入の概要（平成 28 年 5 月市会における改正内容）

- ① 軽自動車による環境負荷の低減を図るため、軽自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境税制として、平成 29 年 4 月 1 日から、軽自動車税に環境性能割を設ける。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。
- ② 環境性能割は、当分の間、道府県が賦課徴収することとし、納税義務者は、環境性能割の申告、徴収金の納付等を京都府知事に対して行うこととする。

課税対象	軽自動車のうち、3 輪以上のもの				
納税義務者	3 輪以上の軽自動車の取得者				
課税標準	3 輪以上の軽自動車の取得価額（免税点：50 万円）				
徴収の方法	申告納付				
税率	A	対象車		税 率	
				自 家 用	営 業 用
		電気軽自動車及び天然ガス軽自動車		非課税	
		乗用車	平成 32 年度燃費基準＋10%達成車		
		貨物車	平成 27 年度燃費基準＋20%達成車		
		乗用車	平成 32 年度燃費基準達成車又は 平成 22 年度燃費基準＋50%達成車	1.0%	0.5%
		貨物車	平成 27 年度燃費基準＋15%達成車又は 平成 22 年度燃費基準＋44%達成車		
		乗用車	平成 27 年度燃費基準＋10%達成車又は	2.0%	1.0%
		貨物車	平成 22 年度燃費基準＋38%達成車		
		上記以外の車		3.0% （ 当 分 の 間 2.0%）	
※ Aについては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車であることを要する。					
※ 天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車であることを要する。					
※ 貨物車とは、2.5 トン以下のトラックをいう。					
実施時期	平成 29 年 4 月 1 日				

(4) その他

その他必要な規定整備を行う。

2 施行期日

公布の日